

緑化地域制度における簡略な変更手続きについて

平成 30 年 4 月版
環境創造局みどりアップ推進課

横浜市の緑化地域制度においては、「緑化施設適合証明通知書」に記載された緑化施設を変更した際には、完了検査申請前に適合証明通知書の取止め、再申請の手続きをお願いしています。しかし、再申請では審査期間を要することから、一部の軽微な変更については、「緑化施設樹種等変更連絡票」（3項参照（以下同じ。））と図面提出で変更手続きができることとしました。

「緑化施設適合証明通知書」の記載内容に影響しない緑化施設の変更のうち、樹種の変更、「樹木植栽地」の樹木数の変更(基準内)※については、簡略な変更手続きを行えば、新規に「緑化施設適合証明通知書」の交付を受けずに、建築確認申請の軽微な変更の手続きが行えることとします。完了検査申請前に手続きを行ってください。

緑化施設の種類の~~変更~~、位置の変更、面積の変更については、これまでどおり取りやめ再申請の手続きをお願いします。

※樹木数の変更（基準内）：

緑化施設のうち「樹木植栽地」は面積と樹木数が審査対象となりますが、樹木数の増加及び密度基準を満たした樹木数の減少は審査結果に影響しないため、当該手続きの対象とします。密度基準を満たした樹木数の減少とは、面積算出表において次の式を満たす範囲の減少のことです。

$$\text{植栽地の面積 (A)} \leq \text{植栽密度 (18 \times T_1 + 10 \times T_2 + 4 \times T_3 + T_4)}$$

緑化地域制度における簡略な変更手続きの流れは以下のとおりです。

- 申請者は、「緑化施設樹種等変更連絡票」とともに、「変更を反映した配置図及び面積算出表（樹種のみであれば不要）」を市長（環境創造局（以下同じ。））に正1部、副2部提出します。市長は、変更内容が当該手続きの対象であることを確認し、図面及び面積算出表に照合印を押印して副2部を返却します。
- 申請者は、「変更を反映した配置図及び面積算出表（樹種のみであれば不要）」に環境創造局の照合印の押印を受けたものに変更点を朱書きし、変更前の「緑化施設適合証明通知書の写し」を添付して、建築確認申請の軽微な変更の手続きを行います。

《簡略な変更手続きの例》

○樹種の変更

- ・緑化施設「芝等」において、「コウライシバ」を「ハイビヤクシン」に変更
- ・緑化施設「樹木植栽地」「樹冠」「みなし樹冠」において、「シラカシ」を「ソヨゴ」に変更
- ・緑化施設「花壇等」において、「パンジー」を「サルビア」に変更

○「樹木植栽地」の樹木数の変更（基準内）～「面積算出表」抜粋～

		変更前 ↓	変更後 ↓	
④ 樹木植栽地	箇所	(1)	(1)	
	植栽地の面積 (㎡)	30.00	30.00	
	植栽地 (本樹 本数)	4m以上(T ₁)		
		2.5m以上4m未満(T ₂)	2	1
		1m以上2.5m未満(T ₃)	3	1
		0.4 m以上1m未満(T ₄)	10	18
樹木密度 18T ₁ +10T ₂ +4T ₃ +T ₄	42	32		

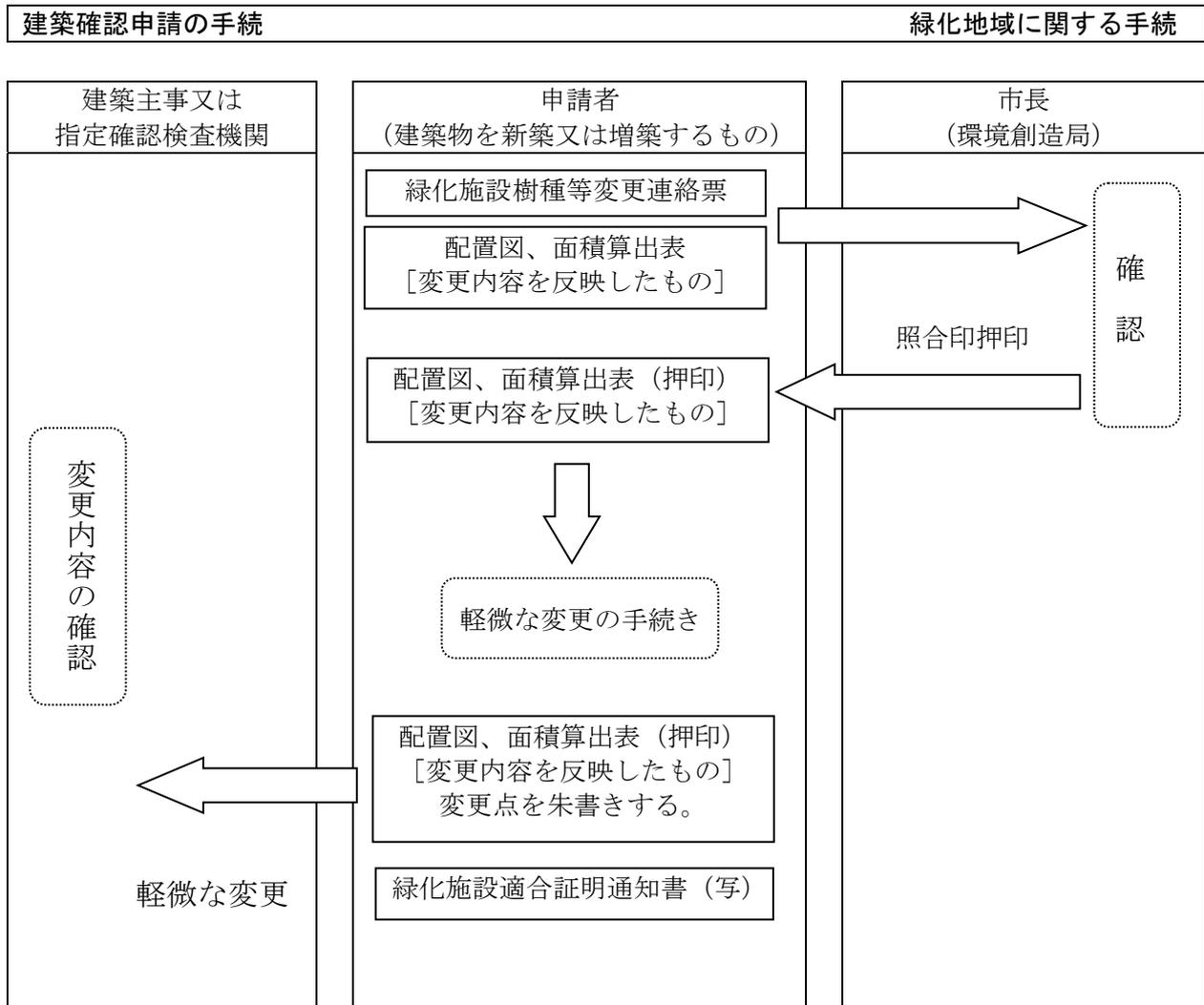
《簡略な変更手続きができない例》～取りやめ、再申請を行なってください。

×緑化面積の変更、緑地の形状の変更：再審査の必要があります。通知書が変わります。

×緑化施設「樹木植栽地」を「芝等」に変更：通知書が変わります。

×緑化施設「みなし樹冠」における樹木の位置の変更、高さの区分の変更、本数の変更
：再審査の必要があります。通知書が変わります。

簡略な変更手続きフロー図



緑化施設樹種等変更連絡票

平成 年 月 日

横 浜 市 長

(申請者又は委任を受けた設計者)

住所

氏名 印

電話

次の建築物の緑化施設樹種等の変更について、別添図書のとおり報告します。

1	緑化施設適合証明通知書の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	申 請 者	
3	建 築 物 の 名 称	
4	地 名 地 番	区
5	敷 地 面 積	
6	変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 樹種の変更 <input type="checkbox"/> 樹木本数の変更
7	連 絡 先 ※	住所..... 氏名..... 電話.....

※ 変更内容を確認できる方の連絡先を記入してください。